

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目 次

ア	学則変更（収容定員変更）の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p2
イ	学則変更（収容定員変更）の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p2
ウ	学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容・・・・・・・・・・	p3

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

1. 第6条の表中、以下の変更を加える。

- ・ 理学部物理学科の入学定員を50名から48名に、収容定員を200名から192名に変更する。
- ・ 理学部化学科の入学定員を50名から54名に、収容定員を200名から216名に変更する。
- ・ 理学部生命科学科の入学定員を50名から48名に、収容定員を200名から192名に変更する。

（事由）理学部物理学科、化学科及び生命科学科の入学定員及び収容定員を変更するため。

2. 附則として次の附則を加える。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までの間の理学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	収容定員（名）		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
理学部	840	840	840
物理学科	198	196	194
化学科	204	208	212
数学科	240	240	240
生命科学科	198	196	194

（事由）本学則の一部改正の施行日、及び完成年度までの理学部の収容定員を明記するため。

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

理学部では、昭和38年の数学科発足から長いあいだ、3学科（物理学科、化学科、数学科）の専任教員は9名ずつであったが、平成22年度の生命科学科の新設に伴って、理学部全体の教員数増員を最小限に抑えるため、物理学科と化学科の専任教員数を各1名減らし、物理学科、化学科、生命科学科は各8名、数学科は9名とすることになった。ほぼ同

時期に、理学部の専任教員の定員が1名増員されたが、この1名の定員を一つの学科に固定せず、流動的に活用することを理学部内で申し合わせ、まずは化学科に配置することとした。

しかし、実際に新しい体制で教育を進めていくと、学科の専任教員数が8名と9名の間で変動しうる状況では、教育に様々な支障が出るようになってきた。例えば、学科の教員数が変わることに伴い、そのたびに学生実験や根幹科目の講義などの体制を大幅に変更する必要があり、また、特定の学科の教員数が減る際に、当該分野の研究室が継続しないため、長期におよぶ大学院生の教育にも支障がでる可能性がある。これらの結果、学生に対して安定した教育を施すことができず、また、教員数が減ぜられる場合、一教員あたりの教育の負担が増えることによって、これまで確保してきた教育に要する時間が削られ、創造的な教育が損なわれるという点で教育の質が一時的にせよ低下する。

このような現状分析を踏まえて検討した結果、理学部では、各学科の専任教員数を現在の状態、つまり、物理学科8名、化学科9名、生命科学科8名、数学科9名に固定するという方針で見解の一致をみた。一方、その結果、実験系学科である物理学科、化学科、生命科学科のあいだで専任教員数に差が生じることになり、現状の収容定員の構成では、長期的な視点で考えた場合、教育の質の差につながる。そこで、数学科を除く実験系3学科における教育の質に差が生じることを防ぐために、収容定員が専任教員数と比例するよう、収容定員再配分のための変更を行うこととした。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

今回の学則変更（収容定員変更）に伴うカリキュラム、開講科目、学科ごとの教員数等教育課程の変更はない。